

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 平成30年8月21日

光回線の電話勧誘トラブル

～安くなる？ 本当にプランの変更だけ？～

内容

- (1) 「安くなるので変更しないか」と言われ、すでに契約している業者からのプランの変更かと思ひ契約したが、後で別の業者だとわかった。
- (2) 回線の変更工事の翌日に解約を申し出たら、事務手数料と工事費用を負担するよう言われた。クーリング・オフは使えないのか。

消費生活センターからのアドバイス

はっきり事業者名を名乗らずに契約をすすめてくる事業者もいますので、電話をかけてきた相手が「どこ」の「誰」なのかをしっかり確認してください。

電話勧誘販売は、手元に説明書が無い状態で契約の説明をされます。そうすると契約内容をよく理解できないまま契約をしてしまいがちですので、その場で契約せず、まずはパンフレットなどを送付してもらい、内容をよく理解しましょう。

電気通信サービスにクーリング・オフは適用されません。

初期契約解除制度の適用を受けます。

【注意】初期契約解除制度で契約解除をした場合、契約解除までの期間のサービス利用料・工事費・事務手数料を請求されますので、慎重に契約しましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957 52 9999)
平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)
壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)
五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0145)
雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

